

高崎市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市に居住する判断能力が十分でない高齢者等の福祉の増進を図るために、民法（明治29年法律第89号。以下「法」という。）で定める成年後見制度について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づいて市長が行う後見、保佐及び補助開始等の審判の請求（以下「審判請求」という。）その他必要な援助について定めることを目的とする。

(審判請求の対象者)

第2条 審判請求の対象者は、本市に住所を有する者（介護保険法（平成9年法律第123号）第13条の規定により本市の被保険者となる者、老人福祉法第11条の規定により本市が入所等の措置をしている者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条の規定により本市が支給決定を行った者を含み、介護保険法第13条の規定により他の市町村の被保険者となる者、老人福祉法第11条の規定により他の市町村が本市内の施設等に入所等の措置をしている者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条の規定により他の市町村が支給決定を行った者を除く。以下同じ。）とする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(審判請求の考察事項)

第3条 市長は、審判請求を行うに当たっては、審判の対象者（以下「本人」という。）について、次の各号に掲げる事項を総合的に考察するものとする。

- (1) 事理を弁識する能力の程度
- (2) 生活状況、身体状況並びに資産及び収入の状況
- (3) 本人の配偶者及び2親等内の親族（以下「親族等」という。）の存否並びに親族等による本人保護の可能性
- (4) 本人又は親族等が審判の請求を行う見込み
- (5) 市又は関係機関等が行う各種施策の活用による本人に対する支援策の効果

(審判請求の手続)

第4条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用その他の手続は、家庭裁判所の定めるところによる。

2 市長は、審判請求に係る申立てにあたっては、本人の身体状況並びに申立てに至る経緯及び支援状況等を勘案して、適切に申立てを行わなければならない。

(審判請求の費用負担)

第5条 市長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、審判請求に係る費用（以下「審判費用」という。）を負担する。

(費用負担の申立)

第6条 市長は、前条の規定に基づいて負担した審判費用について、本人が負担すべきであると判断した場合は、市が負担した審判費用の求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項及び第29条第1項の規定に基づき、本人の負担とする旨の裁判を求める申立を家庭裁判所に対し行うものとする。

(審判費用の求償)

第7条 市長は、前条の規定により審判費用を本人の負担とする旨の裁判があったときは、成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「被後見人等」という。）に対し、審判費用を求償するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りではない。

(費用等の助成)

第8条 市長は、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者に対して、次の各号に掲げる費用等の全部又は一部について助成することができる。

(1) 法第7条の規定による後見開始の審判、法第11条の規定による保佐開始の審判又は法第15条第1項の規定による補助開始の審判（以下「後見等開始の審判」という。）を請求する者が負担する当該後見開始の審判等に係る鑑定費用（以下「審判請求費用」という。）

(2) 法第862条（法第852条、第876条の3第2項、第876条の5第2項、第876条の8第2項及び第876条の10第2項において準用する場合を含む。）の規定により、成年後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人（以下「成年後見人等」という。）へ付与される旨の審判がなされた報酬（以下「後見人等報酬」という。）

(審判請求費用に係る助成の対象者)

第9条 審判請求費用の助成の対象者は、後見等開始の審判を請求した者とする。ただし、本人が後見等開始の審判の請求時から引き続き本市に住所を有する者であって、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に限る。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(以下「被保護者」という。)

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条に規定する支援給付を受けている者(以下「支援給付受給者」という。)

(3) 次に掲げる要件の全てに該当する者

ア 本人及び本人と生計を一にする世帯員全員が市町村民税非課税であること。

イ 本人が有する預貯金、現金及び有価証券等の合計額が、審判請求費用に30万円を加えた額を下回ること。

ウ 本人が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。

(4) その他審判請求費用を負担することが困難であると市長が認める者

(審判請求費用に係る助成金額)

第10条 審判請求費用に係る助成金額は、家庭裁判所に予納すべき額とする。

(後見人等報酬に係る助成の対象者)

第11条 後見人等報酬の助成の対象者は、被後見人等が後見等開始の審判の請求時から引き続き本市に住所を有する者であって、かつ、次の各号のいずれかに該当する被後見人等とする。ただし、対象者の配偶者及び4親等内の親族が対象者の成年後見人等である場合は除く。

(1) 被保護者

(2) 支援給付受給者

(3) 次に掲げる要件の全てに該当する者

ア 本人及び本人と生計を一にする世帯員全員が市町村民税非課税であること。

イ 本人が有する預貯金、現金及び有価証券等の合計額が、後見人等報酬に30万円を加えた額を下回ること。

ウ 本人が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。

(4) その他後見人等報酬を負担することが困難であると市長が認める者

(後見人等報酬に係る助成金額)

第12条 助成金額は、後見人等報酬と下表に定める助成限度額とを比較して、少ない方の額とする。

| 区分 | 後見人等 | 助成限度額 |
|--------|-------|--|
| 市長申立 | 市民後見人 | 後見人は月1,000円、後見監督人は月9,000円 |
| | 法人後見 | 月10,000円 |
| | 上記以外 | 在宅者は月28,000円、施設入所者は月18,000円 |
| 市長申立以外 | 法人後見 | 月10,000円 |
| | 上記以外 | 被保護者・支援給付受給者は月15,000円 それ以外は月10,000円 |

(助成対象期間)

第13条 後見人等報酬に係る助成の対象期間は、報酬付与の審判に係る対象期間とする。

ただし、当該報酬対象期間の終期の日から起算して1年を超えない範囲とする。

2 後見人等報酬に係る助成の対象期間が在宅と施設入所の期間をまたぐ月については、助成限度額を月額18,000円とする。

(助成金の支給申請)

第14条 助成金の支給の申請をしようとする者は、審判請求費用に係る助成については高崎市成年後見制度利用支援事業助成金(審判請求費用)支給申請書(様式第1号)に、後見人等報酬に係る助成については高崎市成年後見制度利用支援事業助成金(後見人等報酬)支給申請書(様式第2号)に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、審判請求費用に係る助成については家庭裁判所から予納の通知があった日から、後見人等報酬に係る助成については報酬付与の審判に係る対象期間の終期の日から起算して6か月以内に行わなければならない。

(助成金の支給)

第15条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その資産状況等を審査し、高崎市成年後見制度利用支援事業助成金支給(不支給)決定通知書(様式第3号)により、決定内容を申請者に通知する。

(助成金の返還)

第16条 助成金の支給を受けた者は、次に掲げる事由に該当する場合は、支給された助成金に相当する額を返還しなければならない。

- (1) 助成金支給対象者、成年後見人等、親族その他の関係人が審判請求費用又は後見人等報酬に係る助成に関し、虚偽の申出をしていた場合
- (2) 助成金を審判請求費用又は後見人等報酬以外の目的に使用した場合
- (3) その他不正の手段により助成金の支給を受けた場合
(その他)

第17条 この要綱に定めのない事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 成年後見制度に係る市長による審判の請求手続等に関する要綱（平成14年3月1日施行）及び高崎市認知症高齢者等成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成14年3月1日施行）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱施行日の前日までに、高崎市認知症高齢者等成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定によりなされた申請等については、なお従前の例による。

様式第1号（第14条関係）

高崎市成年後見制度利用支援事業助成金（審判請求費用）支給申請書

（宛先）高崎市長

次のとおり関係書類を添えて申請します。

| | | | |
|--------------------|---|--------------------|-------------------|
| | | 申請日 | 年 月 日 |
| 申請者 | フリガナ 氏名 | 生年月日 | 年 月 日 |
| | 住所 | Tel () | |
| | 対象者との関係 | 本人・配偶者・親・子・その他 () | 世帯員の有無 あり ・ なし |
| 対象者 | フリガナ 氏名 | 生年月日 | 年 月 日 |
| | 住所 | Tel () | |
| 申請資格 (該当するものに○) | 1. 対象者が生活保護受給者 2. 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者 3. 世帯員全員が市町村民税非課税であって要綱に定める基準に該当する者 | | |
| 審判請求費用 | (鑑定費用) | | 円 |
| 報酬助成を必要とする理由 | | | |
| 宣誓事項 | <input type="checkbox"/> 対象者及び世帯員の資産状況等を関係機関において調査・確認することに同意します。 <input type="checkbox"/> 対象期間において他の助成金等を利用していません。 | | |
| 提出書類 | 【提出書類】 <input type="checkbox"/> 領収書又は裁判所からの請求書の写し <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 裁判所に提出した財産目録の写し <input type="checkbox"/> その他参考になるべきもの () 【生活保護受給者】 <input type="checkbox"/> 生活保護受給者証明書 【中国残留邦人の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者】 <input type="checkbox"/> 本人確認書の写し 【生活保護受給者に準ずる者】 <input type="checkbox"/> 市町村民税非課税証明書 <input type="checkbox"/> 住民票の写し ※世帯員がいる場合は世帯員全員の上記書類を提出 | | |

様式第2号（第14条関係）

高崎市成年後見制度利用支援事業助成金（後見人等報酬）支給申請書

（宛先）高崎市長

次のとおり関係書類を添えて申請します。

| | | | | | |
|------------------------|---|---------------------------------------|-------------|-----------|---|
| | | 申請日 | 年 | 月 | 日 |
| 申請者 | フリガナ 氏名 (法人名) | 生年月日 及び 職業 | 年 | 月 | 日 |
| | 住所 | 〒 - TEL | | | |
| | 関係 | 後見監督人・保佐監督人・補助監督人 後見人・保佐人・補助人・法人後見 | 親族関係 の有無 | あり ・ なし | |
| 対象者 | フリガナ 氏名 | 生年月日 及び 生活拠点 | 年 | 月 | 日 |
| | 住所 | 〒 - TEL 在宅生活者 ・ 施設入所者 | | | |
| | 類型 | 後見 ・ 保佐 ・ 補助 | 申立者 | 市長申立・親族申立 | |
| 申請資格 (該当する ものに○) | 1.生活保護受給者 2.中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者 3.世帯員全員が市町村民税非課税であって要綱に定める基準に該当する者 | | | | |
| 後見人等 の報酬 | (報酬付与の審判額) | | | | 円 |
| 報酬付与 対象期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 (うち施設等入所期間： 年 月 日 ~ 年 月 日) 入所施設名： _____ | | | | |
| 報酬助成を 必要とする 理由 | | | | | |
| 宣誓事項 | <input type="checkbox"/> 対象者及び世帯員の資産状況等を関係機関において調査・確認することに同意します。 <input type="checkbox"/> 対象期間において他の助成金等を利用していません。 | | | | |
| 提出書類 | 【提出書類】 <input type="checkbox"/> 報酬付与の審判書の写し <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 後見事務報告書一式 <input type="checkbox"/> その他参考になるべきもの () 【生活保護受給者】 <input type="checkbox"/> 生活保護受給者証明書 【中国残留邦人の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者】 <input type="checkbox"/> 本人確認書の写し 【生活保護受給者に準ずる者】 <input type="checkbox"/> 市町村民税非課税証明書 <input type="checkbox"/> 住民票の写し ※世帯員がいる場合は世帯員全員の上記書類を提出 | | | | |

様式第3号（第15条関係）

高崎市指令長寿社会課 第 号

令和 年 月 日

成年後見人 様

高崎市長 富岡 賢治

高崎市成年後見制度利用支援事業助成金支給（不支給）決定通知書

令和 年 月 日付けの成年後見制度利用支援事業助成金支給申請に対し、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

| | |
|-------------------------|---------------|
| 決定区分 | |
| 支給対象者 | |
| 助成の種類 | |
| 支給金額 | 円 |
| 助成対象期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 備考 (不支給の場合は その理由) | |